

「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の
監督の基本的な指針」改正案に対する意見書

2014年（平成26年）4月23日

農林水産省食料産業局商品取引グループ 御中
経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課 御中
経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課 御中

兵庫県弁護士会
会長 武本 夕香子

平成26年（2014年）4月5日にパブリックコメント手続に付された「商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正について」（案件番号595114027）に関し、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

商品先物取引法が適用される個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案（第102条の2）に強く反対する。

第2 意見の理由

1 商品先物取引法は、第214条第9号において、商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない個人顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（不招請勧誘）を原則として禁止し、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」として、商品先物取引法施行規則第102条の2に定める行為についてのみ、不招請勧誘禁止規定の例外を認める。

今回の改正案では、現行の施行規則第102条の2第1号ないし第3号で当該業者との間で同種取引を継続的に行っていた顧客に対してのみ例外的に認められていた不招請勧誘について、当該業者のみならず他の業者との間でも同種取引を行っていた場合にまで例外の範囲を拡大するとともに（施行規則改正案第102条の2第1号）、新たに、①顧客が70歳未満であること、②基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認したことのいずれも満たす場合を、例外とする（施行規則改正案第102条の2第2号）ものである。

2 しかしながら、そもそも、商品先物取引における不招請勧誘禁止規定は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでもなおトラブルが解消しないため、平成23年1月に施行された改正商品先物取引法で導入されたものである。

しかも、この改正の衆議院ないし参議院の附帯決議においては、『商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する「不招請勧誘」の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。』『さらに、施行後1年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時期を失することなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。』と決議している。

にもかかわらず、不招請勧誘禁止規定の例外の範囲を、経済産業省及び農林水産省の改正案のように拡大することは、以下の通り個人顧客に対する不招請勧誘を事実上解禁するに等しく、法律が個人顧客に対する無差別的な訪問・電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものである。

3 まず、改正案は、規則第102条の2第1号として、現行の規則第102条の2が当該業者と継続的に取引を行っていた場合についてのみ例外を認めているものを、当該業者に限ることなく、単に取引経験があった場合にまで例外の範囲を拡大する。しかし、単なる取引経験者にまで広く例外を認めると、当該業者以外での取引経験の正確かつ具体的な把握が困難であることと相まって、取引経験の非常に浅い者や取引を相当以前にやめている者への不招請勧誘の弊害がより大きくなる。

4 次に、改正案は、規則第102条の2第2号として、勧誘の対象者が70歳未満であることを確認の上、7日間の熟慮期間を設け、かつ、顧客の一定の理解度を確認した場合を、不招請勧誘禁止の例外に加える。

しかしながら、過去に「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」（現在は商品先物取引法に統合）が、類似の熟慮期間の定めを設けていたが、同規定は顧客保護のためにはほとんど機能していなかった。また、取引内容についての顧客の理解度の確認と言っても、商品先物取引業者の判断で行われる確認であって、恣意的かつ形式的な判断を招きかねず、顧客の保護として全く不十分なものである。

そもそも、商品先物取引法は、不招請勧誘が原則として禁止されることをまず定めた上で、例外的に「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」（商品先物取引法第214条第9号括弧書き）を不招請勧誘禁止の例外とすることを施行規則に委ねているに過ぎない。改正案は、実効性のない熟慮期間や理解度の確認だけで、70歳未満の者に対して事実上不招請勧誘を解禁するものであり、施行規則によって法律の趣旨を骨抜きにするものと言え、到底容認できない。

5 商品先物取引についての不招請勧誘禁止規制の導入以降、商品先物取引に関する苦情件数は激減しており、不招請勧誘禁止こそが商品先物取引被害の撲滅につながったことが実証されている。仮に、上記のような改正がなされれば、商品先物取引の知識や経験が十分ではなく、積極的に取引を望まないような個人投資家が取引に引き込まれ、以前と同様に商品先物取引被害が多数発生する

ことは明らかである。

当会は、2013年（平成25年）11月27日付「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の撤廃に反対する会長声明」で、商品先物取引についての不招請勧誘規制を維持するよう求めた。また、内閣府消費者委員会も本年4月8日付けで、本規則案が、消費者保護の観点から見て、重大な危険をはらむものであり、再考を求める旨の意見書を公表している。

よって、当会は、消費者保護の観点から、法律の定める不招請勧誘禁止の原則と例外を逆転させるような商品先物取引法施行規則第102条の2の改正に強く反対する。

以 上